

○江南丹羽環境管理組合情報公開条例施行規則

〔平成12年10月27日〕
規則第4号

改正 平成28年8月4日 規則第2号
令和3年3月3日 規則第4号
令和5年3月31日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、江南丹羽環境管理組合情報公開条例（平成12年条例第6号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第2条 条例第6条第3号の規定は、次に掲げる事項とする。

- (1) 請求の目的
- (2) 開示方法の区分

(開示請求書の様式)

第3条 条例第6条に規定する開示請求書は、様式第1のとおりとする。

(決定通知書等の様式)

第4条 条例第12条第1項及び第2項に規定する書面の様式は、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 情報開示決定 様式第2
- (2) 情報部分開示決定 様式第3
- (3) 情報不開示決定 様式第4
- (4) 情報存否応答拒否決定 様式第5
- (5) 情報不存在決定 様式第6

2 条例第12条第4項に規定する書面の様式は、様式第7とする。

3 条例第12条第5項に規定する書面の様式は、様式第8とする。

4 条例第13条第2項及び第3項に規定する書面の様式は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 第三者情報に係る意見照会書 様式第9
- (2) 第三者情報に係る意見回答書 様式第10
- (3) 第三者情報に係る情報開示通知書 様式第11

(費用負担の額)

第5条 条例第15条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理事務所に設置してある電子複写機により複写できるもの モノクロ 1枚あたり10円、カラー1枚あたり20円
- (2) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの 当該複写に要した費用
- (3) 光ディスクその他の電磁的記録媒体の複製によるもの 当該複製に要した費用
- (4) 送付に要する費用 当該送付に要する費用

2 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

(答申書の様式)

第6条 条例第17条に規定する書面の様式は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 審査請求書 様式第12
- (2) 諮問書 様式第13
- (3) 審査実施通知書 様式第14

第7条 条例第30条に規定する情報開示の実施状況の公表は、請求件数、開示件数その他必要な事項を構成市町広報に登載して行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月4日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。